

様式第 15 号（第 9 条関係）

答申番号：令和 6 年度 答申第 5 号

## 答申書

### 1 審査会の結論

個人情報開示請求（〇〇入所拒否に関する情報）に対して、おいらせ町長が令和 6 年 1 1 月 1 5 日付けお介第 2 4 3 9 号個人情報不開示決定通知書において不開示とした決定は、妥当である。

### 2 審査関係人の主張の要旨

#### （1）審査請求人の主張

要約すると、以下のとおりである。

令和 6 年 1 1 月 1 5 日付けお介第 2 4 3 9 号個人情報不開示決定通知書における不開示決定処分について、次の理由により町介護福祉課にデータが存在するはずであるため、開示を求める。

#### 【データが存在する理由】

- ①以前町介護福祉課へ問合せした際に、入所拒否の理由について回答があった。
- ②福祉事務所との間でやり取りがあるのは確実である。
- ③施設相談員と町介護福祉課が話した時点でも「先に治療しろ」との返答が相談員からあり、データが存在しないはずはない。
- ④この入所拒否問題は総務省も関わっており、町と総務省でやり取りがあるということを総務省から返事を得ている。
- ⑤福祉事務所と総務省もやり取りしている。
- ⑥施設入所決定権は町介護福祉課にあることは県庁からも聞いており、県庁や福祉事務所は口を出せないルールであることを確認済みである。

#### （2）処分担当課の主張

要約すると、以下のとおりである。

#### ①個人情報不開示決定処分の内容

本件開示請求に係る対象文書を探索したところ、該当する文書が確認で

きず、不存在のため不開示決定とする。

②不存在の理由について

障がい者福祉サービスの利用については、利用希望者と福祉サービスを提供する施設とが直接契約を交わすことによりサービスが提供される仕組みとなっている。よって、町は施設利用の契約に関わらないため、開示請求の対象としている行政文書は存在しない。

③以上のことから、本件不開示決定処分は妥当であり、審査請求人の主張を否認する。

3 調査審議の経過

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 令和 7 年 1 月 1 4 日 | 諮問書受領                   |
| 令和 7 年 1 月 2 1 日 | おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議） |
| 令和 7 年 2 月 4 日   | おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会（審議） |

4 （不開示決定を妥当とした）審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった個人情報不開示決定処分について、審査請求人及び処分担当課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1) 争点

審査請求人は、理由を掲げ、本件個人情報を処分担当課が保有していると主張している。

これに対し処分担当課は、町は施設利用の契約に関わらないため、本件に係る行政文書は存在しないことから、審査請求人の主張を否認している。

よって、本件における争点は、文書の存否である。

2) 審査会の判断の理由

(1)本件開示請求のあった「〇〇苑入所拒否」に関して、処分担当課は、障がい者福祉サービスを利用するためには、利用希望者と福祉サービスを提供する施設とが直接契約を交わすことによりサービスが提供される仕組みであって、町では契約に関わらないため、対象文書は存在しないと主張している。

また、一般論として、施設の入所の受入れについては、施設が利用希望者と面接等を行うことにより判断するものであると補足している。

(2)審査請求人は、本件個人情報を処分担当課が保有している理由を挙げているが、障がい者福祉サービスの手続き上、処分担当課が〇〇苑入所拒否に関

する個人情報を保有していないことに不自然はなく、存在を認めるに足る根拠もない。

保有していなければ開示は不可能であり、不開示決定処分は妥当である。

## 2) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。